

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 第1準備書面 (情勢に関する主張書面)

2021年(令和3年)6月24日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

控訴人らは、原審で提出した訴状の第7項2（本件規定の違憲性が明白であること）において、国内外の諸事情・動向を挙げて「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反であることは、遅くとも、原告らが日本において婚姻届を提出したときよりも相当前の時点において、国会にとって明白になっていた」と述べた（訴状59頁）。また、提訴後もこうした諸事情・動向は進展の勢いを増していたため、控訴人らは、第1、第3、第5、第8及び第10準備書面においてこれらについて補充主張し、証拠を追加提出した。

そして、控訴人が控訴理由書の第4の1項の「(1) 違法性の判断基準時」（39頁）で述べたとおり、本件規定を改正しないという立法不作為の違法性の判断基準時は事実審の口頭弁論終結時であり、その時点までの社会状況の変化等を含む事情が違法性判断の基礎となるものと解されることから、同性婚及びこれに類似する制度の導入に関する様々な第一審口頭弁論終結後の取組みや社会の変化等について、以下のとおり、主張立証の補充を行う。

## 第1. 原審違憲判決の反響が極めて大きかったこと

### 1. 報道

本件原審判決は、多くのテレビ、新聞、ネットメディアなどに広く報道され、その社会的関心の強さが改めて浮き彫りとなった。

新聞では、朝日新聞（甲448）、毎日新聞（甲449）、読売新聞（甲450）、日本経済新聞（甲451）など全国紙が写真入りで何度も掲載し、社説・論説などでも多く取り上げられた。地方紙では、当地の北海道新聞（甲452）はもちろんのこと、静岡新聞（甲453）、福井新聞（甲454）、北國新聞（甲455）など他地方に至るまで、レインボーフラッグ（性の多様性を象徴するシンボル）の写真が日本中の紙面を飾った。

報道は国内にとどまらず、米国のニューヨークタイムス（甲456）や

ワシントンポスト（甲４５７），英国放送協会BBC（甲４５８），さらには「アラブ系最大のメディア」，「中東のCNN」などと言われるカタールの国営衛生放送局アルジャジーラでも取り上げられた（甲４５９）。

本件原審判決は，日本中，世界中に広く報道され，その大多数は好意的な評価を受けた。北海道新聞では，札幌市長が「制度を早期に導入して当事者の声に応えてきたが，法律上の限界もあった。」と指摘したうえで，「現状の婚姻制度が不平等であるとの認識が示された。大きな一歩になればいい。」と述べたと報道された（甲４６０）。

## 2. 弁護士会の会長声明等

- (1) 本件原審判決の前から，原審で提出済の日本弁護士連合会の意見書（甲A153）に続き，仙台弁護士会（甲４６１）及び東京弁護士会（甲４６２）から，同性間の婚姻制度を求める意見書が提出されていた。
- (2) そして，本件原審判決後，これを受けて，宮崎県弁護士会，沖縄弁護士会，札幌弁護士会，福岡県弁護士会及び茨城県弁護士会が，婚姻の平等の法制化を求めて会長声明等を発出したことは，控訴理由書に記載したとおりである（甲A407ないし411）。

その後も，同様の意見は続いており，熊本県弁護士会，埼玉弁護士会，山口県弁護士会，鹿児島県弁護士会，愛知県弁護士会が会長声明を発出した（甲４６３ないし４６７）。長野県弁護士会の憲法記念日に寄せた会長談話において，本件原審判決は「日本国憲法が、長期間、偏見や無理解にさらされてきた少数者への差別の是正に寄与することを示す判決」と紹介された（甲４６８）。また第二東京弁護士会は，性的指向及び性自認に関する差別を防止・禁止する立法を求める会長声明の中で，本件原審判決に触れている（甲４６９）。多くの弁護士

会が本件原審判決に注目し、これに続く法整備を強く求めているのである。

## 第2. 日本国内における社会情勢

### 1. 地方自治体のパートナーシップ制度の急速な拡大

国が立法を怠っている間に、社会の理解と地方自治体の努力は益々先を進んでいる。原審では、令和2年10月1日に導入した坂戸市までの資料を提出していたが、その後、東北で初めて青森県弘前市が同年12月から導入し、令和3年5月に導入した千葉県浦安市を含めて、導入した自治体は別表1のとおりすでに100を超えている（甲470の1ないし45）。

令和3年3月31日時点ですでに利用したカップルは1741組に達している（甲471）。

### 2. 地方自治体における差別的取扱いに関する条例

地方自治体は、その多くにおいて上記パートナーシップ制度を導入してきただけでなく、平成25年に東京都文京区が「何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。」と定めたことをはじめとして、別表2のとおり、多くの自治体において、多様性を尊重し、性的指向、性自認及び性的少数者に対する差別的な取り扱いを禁止する内容の条例を定めてきた（甲472の1ないし33）。令和3年3月には、三重県の「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」第4条において、性的指向等を本人の承諾なく第三者に暴露すること、いわゆるアウティングの禁止を定める条例も成立した（甲472の31）。

地方自治体が次々と同性愛者や同性カップルに対する差別や偏見の解消に向けた施策を進めている間、国は、これらのような差別解消のための法施策を講ずることなく、法律による婚姻制度における差別を放置してきたのである。

### 3. 国会における立法の状況

国会議員らは、令和元年6月3日に提出された婚姻平等法案「民法の一部を改正する法律案要綱」（甲A116）を無視し続けている（甲A160）だけでなく、性的少数者に対する理解増進を図る法案でさえも、与野党の合意ができたにも拘わらず、多くの署名が提出されたり、元最高裁判所裁判官や前日本弁護士連合会会長を含む多くの弁護士や法学者からの緊急声明が提出されたりしてもなお、与党がこれを国会に提出することさえしなかった（甲A473）。

### 4. 司法

本件原審判決と同日、最高裁判所第二小法廷は、同性カップル間の不貞慰謝料を認めた東京高等裁判所令和2年3月4日判決（甲A293）に対する上告を棄却した（甲A474）。これにより、同性カップルの関係について内縁関係（事実婚）としての法的保護を受け得るかという争点につき、これを是とする判断が確定したことになる。

### 5. 世論

そして、日本国内の世論が、益々同性婚容認方向に進んでいることは、近時の調査でも明らかになっている。

まず、本件原審判決の前から、世論は大きく動いていた。東京大学谷口将紀研究室と朝日新聞社との共同調査（令和2年3月4日から同年4月13日までの調査票に対する有効回答）によると、平成29年調査における自民党支持層の同性婚賛成派は24%であったところ、令和2年の上記調査では41%となり、わずか3年で17ポイント増となってい

る（甲A475）。

そして、朝日新聞社の電話世論調査（甲A414及び476）によれば、平成27（2015）年調査では同性婚を法律で認めるべきだと回答したのは41%であったところ、本件原審判決直後の令和3（2021）年3月20～21日に実施された電話調査では、「認めるべきだ」が65%となり24ポイント上昇し、「認めるべきではない」の22%を大きく上回った。若年層に賛成派が多い傾向は従前のおりであるが、本件原審判決に「60歳以上の比較的高い年齢層においては否定的な意見が多数を占めており」（34頁）との指摘を受けた60歳代でも、上記調査においては66%が「認めるべき」だと回答している。

これらの調査結果から、同性婚に肯定的な世論が性別、年代、党派を超えて広がっていることは明らかである。

### 第3.まとめ

以上のおり、第一審口頭弁論終結後の諸動向に照らしても、法律上同性の者との婚姻を認めない現行法の規定が憲法違反であることは、なお一層明白となっており、立法不作為の違法性は認められるべきである。

以上

別表 1

| 都道府県 | 区市町村  | 導入時期・検討状況      |
|------|-------|----------------|
| 北海道  | 札幌市   | 2017年6月開始（要綱）  |
| 青森県  | 弘前市   | 2020年12月開始（要綱） |
| 茨城県  | 茨城県全域 | 2019年7月開始（要綱）  |
| 栃木県  | 鹿沼市   | 2019年6月開始（要綱）  |
|      | 栃木市   | 2020年11月開始（要綱） |
| 群馬県  | 大泉町   | 2019年1月開始（要綱）  |
|      | 渋川市   | 2020年12月開始（要綱） |
|      | 安中市   | 2021年4月開始（要綱）  |
|      | 群馬県全域 | 2020年12月開始（要綱） |
| 埼玉県  | さいたま市 | 2020年4月開始（要綱）  |
|      | 川越市   | 2020年5月開始（要綱）  |
|      | 坂戸市   | 2020年10月開始（要綱） |
|      | 北本市   | 2020年11月開始（要綱） |
|      | 鴻巣市   | 2020年12月開始（要綱） |
|      | 桶川市   | 2021年2月開始（要綱）  |
|      | 伊奈町   | 2021年3月開始（要綱）  |
|      | 上尾市   | 2021年3月開始（要綱）  |
|      | 越谷市   | 2021年4月開始（要綱）  |
|      | 行田市   | 2021年4月開始（要綱）  |
|      | 本庄市   | 2021年4月開始（要綱）  |
|      | 三芳町   | 2021年4月開始（要綱）  |
| 千葉県  | 千葉市   | 2019年1月開始（要綱）  |

|      |      |                |
|------|------|----------------|
|      | 松戸市  | 2020年11月開始（要綱） |
|      | 浦安市  | 2021年5月開始（要綱）  |
| 東京都  | 渋谷区  | 2015年10月開始（条例） |
|      | 世田谷区 | 2015年11月開始（要綱） |
|      | 中野区  | 2018年8月開始（要綱）  |
|      | 豊島区  | 2019年4月開始（条例）  |
|      | 江戸川区 | 2019年4月開始（要綱）  |
|      | 府中市  | 2019年4月開始（要綱）  |
|      | 港区   | 2020年4月開始（条例）  |
|      | 文京区  | 2020年4月開始（要綱）  |
|      | 小金井市 | 2020年10月開始（要綱） |
|      | 国分寺市 | 2020年11月開始（要綱） |
|      | 足立区  | 2021年4月開始（要綱）  |
|      | 国立市  | 2021年4月開始（要綱）  |
|      | 神奈川県 | 横須賀市           |
| 小田原市 |      | 2019年4月開始（要綱）  |
| 横浜市  |      | 2019年12月開始（要綱） |
| 鎌倉市  |      | 2019年12月開始（要綱） |
| 相模原市 |      | 2020年4月開始（規則）  |
| 逗子市  |      | 2020年4月開始（要綱）  |
| 川崎市  |      | 2020年7月開始（要綱）  |
| 葉山町  |      | 2020年7月開始（要綱）  |
| 三浦市  |      | 2021年1月開始（要綱）  |
| 藤沢市  |      | 2021年4月開始（要綱）  |
| 茅ヶ崎市 |      | 2021年4月開始（要綱）  |

|     |       |                |
|-----|-------|----------------|
|     | 大和市   | 2021年4月開始（要綱）  |
| 新潟県 | 新潟市   | 2020年4月開始（要綱）  |
| 長野県 | 松本市   | 2021年4月開始（要綱）  |
| 静岡県 | 浜松市   | 2020年4月開始（要綱）  |
|     | 富士市   | 2021年4月開始（要綱）  |
| 愛知県 | 西尾市   | 2019年9月開始（要綱）  |
|     | 豊明市   | 2020年5月開始（要綱）  |
|     | 豊橋市   | 2021年4月開始（要綱）  |
| 三重県 | 伊賀市   | 2016年4月開始（要綱）  |
|     | いなべ市  | 2020年7月開始（条例）  |
| 京都府 | 京都市   | 2020年9月開始（要綱）  |
|     | 亀岡市   | 2021年3月開始（要綱）  |
| 大阪府 | 大阪市   | 2018年7月開始（要綱）  |
|     | 堺市    | 2019年4月開始（要綱）  |
|     | 枚方市   | 2019年4月開始（要綱）  |
|     | 交野市   | 2019年11月開始（要綱） |
|     | 大東市   | 2019年12月開始（要綱） |
|     | 富田林市  | 2020年7月開始（要綱）  |
|     | 貝塚市   | 2020年9月開始（要綱）  |
|     | 大阪府全域 | 2020年1月開始（要綱）  |
| 兵庫県 | 宝塚市   | 2016年6月開始（要綱）  |
|     | 三田市   | 2019年10月開始（要綱） |
|     | 尼崎市   | 2020年1月開始（要綱）  |
|     | 伊丹市   | 2020年5月開始（要綱）  |
|     | 芦屋市   | 2020年5月開始（要綱）  |

|     |       |               |
|-----|-------|---------------|
|     | 川西市   | 2020年8月開始（要綱） |
|     | 明石市   | 2021年1月開始（要綱） |
|     | 西宮市   | 2021年4月開始（要綱） |
|     | 猪名川町  | 2021年4月開始（要綱） |
| 奈良県 | 奈良市   | 2020年4月開始（要綱） |
|     | 大和郡山市 | 2020年4月開始（要綱） |
|     | 生駒市   | 2021年4月開始（要綱） |
|     | 天理市   | 2021年4月開始（要綱） |
| 岡山県 | 総社市   | 2019年4月開始（規則） |
|     | 岡山市   | 2020年7月開始（要綱） |
| 広島県 | 広島市   | 2021年1月開始（要綱） |
| 徳島県 | 徳島市   | 2020年4月開始（要綱） |
|     | 吉野川市  | 2021年1月開始（要綱） |
|     | 北島町   | 2021年4月開始（要綱） |
| 香川県 | 三豊市   | 2020年1月開始（要綱） |
|     | 高松市   | 2020年4月開始（要綱） |
|     | 東かがわ市 | 2021年1月開始（要綱） |
|     | 小豆島町  | 2021年4月開始（要綱） |
|     | 土庄町   | 2021年4月開始（要綱） |
|     | 多度津町  | 2021年4月開始（要綱） |
| 高知県 | 高知市   | 2021年2月開始（要綱） |
| 福岡県 | 福岡市   | 2018年4月開始（要綱） |
|     | 北九州市  | 2019年7月開始（要綱） |
|     | 古賀市   | 2020年4月開始（要綱） |
| 長崎県 | 長崎市   | 2019年9月開始（要綱） |

|      |     |               |
|------|-----|---------------|
| 熊本県  | 熊本市 | 2019年4月開始（要綱） |
| 大分県  | 臼杵市 | 2021年4月開始（要綱） |
| 宮崎県  | 宮崎市 | 2019年6月開始（要綱） |
|      | 木城町 | 2020年4月開始（要綱） |
|      | 日南市 | 2021年4月開始（要綱） |
|      | 延岡市 | 2021年4月開始（要綱） |
| 鹿児島県 | 指宿市 | 2021年4月開始（要綱） |
| 沖縄県  | 那覇市 | 2016年7月開始（要綱） |

※枠を塗りつぶした区市町村が，原審の口頭弁論終結後に導入した自治体である。

別表 2

| 自治体     | 条例                                | 公布                   | 施行   |
|---------|-----------------------------------|----------------------|--|
| 東京都文京区  | 文京区男女平等参画推進条例                     | 平成 25 年 9 月<br>27 日  | 平成 25 年 11 月 1 日                           |
| 東京都多摩市  | 多摩市女と男の平等参画を推進する条例                | 平成 25 年 9 月<br>30 日  | 平成 26 年 1 月 1 日                            |
| 東京都台東区  | 台東区男女平等推進基本条例                     | 平成 26 年 12 月<br>17 日 | 平成 27 年 1 月 1 日                            |
| 徳島県鳴門市  | 鳴門市男女共同参画推進条例                     | 平成 27 年 3 月<br>24 日  | 平成 28 年 1 月 1 日                            |
| 東京都渋谷区  | 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例        | 平成 27 年 4 月<br>1 日   | 平成 27 年 4 月 1 日<br>(一部平成 27 年 10 月 28 日施行) |
| 和歌山県橋本市 | 橋本市男女共同参画推進条例                     | 平成 27 年 9 月<br>25 日  | 平成 27 年 10 月 1 日                           |
| 埼玉県戸田市  | 戸田市男女共同参画推進条例                     | 平成 28 年 9 月<br>30 日  | 平成 28 年 10 月 1 日                           |
| 鳥取県日野町  | 日野町男女共同参画推進条例                     | 平成 29 年 3 月<br>21 日  | 平成 29 年 3 月 21 日                           |
| 東京都武蔵野市 | 武蔵野市男女平等の推進に関する条例                 | 平成 29 年 3 月<br>22 日  | 平成 29 年 4 月 1 日                            |
| 東京都国立市  | 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例        | 平成 29 年 12 月<br>28 日 | 平成 30 年 4 月 1 日<br>令和 3 年 4 月 1 日改正        |
| 東京都世田谷区 | 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例   | 平成 30 年 3 月<br>6 日   | 平成 30 年 4 月 1 日                            |
| 東京都     | 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 | 平成 30 年 10 月<br>15 日 | 平成 30 年 10 月 15 日 (一部、平成 31 年 4 月 1 日施行)   |
| 兵庫県宝塚市  | 宝塚市男女共同参画推進条例                     |                      | 平成 31 年 3 月 29 日改正施行                       |

|              |   |                      |                       |
|--------------|---|----------------------|-----------------------|
| 奈良県大和郡<br>山市 | 大和郡山市男女共同参画推進<br>条例                         | 平成 30 年 12 月<br>20 日 | 平成 31 年 4 月 1 日       |
| 岩手県北上市       | 北上市男女共同参画と多様<br>性社会を推進<br>する条例              | 平成 31 年 3 月<br>22 日  | 平成 31 年 4 月 1 日       |
| 岡山県総社市       | 総社市多様な性を認め合う<br>社会を実現<br>する条例               | 平成 31 年 3 月<br>22 日  | 平成 31 年 4 月 1 日       |
| 茨城県          | 茨城県男女行動参画推進条例                               |                      | 平成 31 年 4 月 1 日改<br>正 |
| 東京都豊島区       | 豊島区男女共同参画推進条例                               |                      | 平成 31 年 4 月 1 日改<br>正 |
| 奈川県横須賀<br>市  | 横須賀市男女共同参画及び<br>多様な性を<br>尊重する社会実現のための条<br>例 |                      | 平成 31 年 4 月 1 日改<br>正 |
| 岡山市          | 岡山市男女共同参画社会の<br>形成の促進に関する条例                 |                      | 平成 31 年 4 月 1 日改<br>正 |
| 岩手県盛岡市       | 盛岡市男女共同参画推進条例                               | 令和元年 6 月<br>28 日     | 令和元年 6 月 28 日         |
| 大阪府          | 大阪府性的指向及び性自認<br>の多様性に関する府民の理<br>解の増進に関する条例  | 令和元年 10 月<br>30 日    | 令和元年 10 月 30 日        |
| 川崎市          | 川崎市差別のない人権尊重<br>のまちづくり条例                    | 令和元年 12 月<br>16 日    | 令和元年 12 月 16 日        |
| 茨城県守谷市       | 守谷市男女共同参画推進条例                               |                      | 令和 2 年 3 月 26 日改<br>正 |
| 大阪府岬町        | 岬町男女共同参画推進条例                                |                      | 令和 2 年 3 月 26 日改<br>正 |
| 東京都港区        | 港区男女平等参画条例                                  |                      | 令和 2 年 4 月 1 日改正      |
| 東京都狛江市       | 人権を尊重しみんなが生き<br>やすい狛江をつくる基本条<br>例           | 令和 2 年 3 月<br>31 日   | 令和 2 年 7 月 1 日        |
| 三重県いなべ<br>市  | いなべ市性の多様性を認め<br>合う社会を実現するための<br>条例          | 令和 2 年 6 月<br>26 日   | 令和 2 年 7 月 1 日        |

|        |                                |            |            |
|--------|--------------------------------|------------|------------|
| 香川県丸亀市 | 丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例     | 令和2年12月21日 | 令和3年1月1日   |
| 奈良県宇陀市 | 宇陀市男女共同参画推進条例                  | 令和2年12月25日 | 令和2年12月25日 |
| 三重県    | 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例 | 令和3年3月23日  | 令和3年4月1日   |
| 沖縄県浦添市 | 浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例      | 令和3年3月23日  | 令和3年10月1日  |
| 鳥取県    | 鳥取県人権尊重の社会づくり条例                |            | 令和3年4月1日改正 |